

（方向指示器）

- 第249条** 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.6.（種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、JIS規格C7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第148号の規則4.3.1.4.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。
- 2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。